

民法（総・物） 第10回 P170～P186



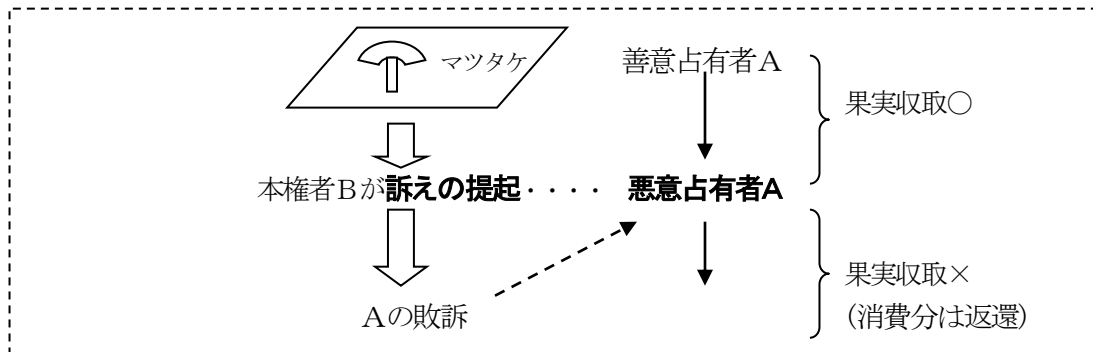
占有権Ⅱ P170～P174

《占有の効力》 P170～

1. 果実收取権（善意占有者のみ）

善意占有者…果実收取権なし（消費した場合は返還しなければならない）

※本権者（本当の所有者）との裁判で敗訴したときは、**善意占有者であっても訴えの提起の時から悪意であったことになり、訴えの提起の時点からの果実返還義務が生じる。**

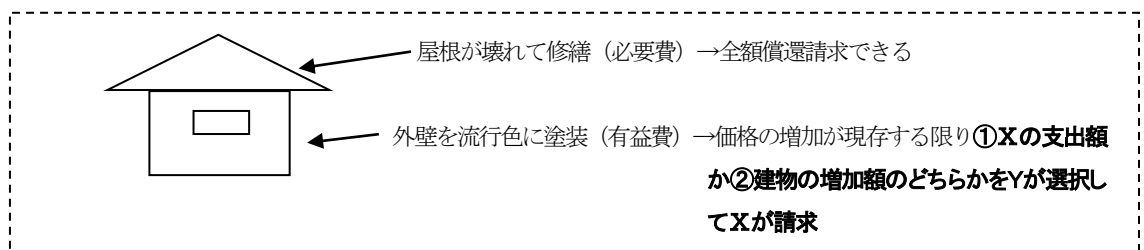


2. 費用償還請求権（善意占有者だけでなく悪意占有者も含む）

費用償還請求権とは、占有者が占有物に費用（必要費や有益費）を支出した場合、**占有者が占有物を返還する際に、その費用（必要費や有益費）を回復者に対し請求することができる権利をいう。**

必要費…物の価額・現状維持に必要な費用 修繕費など
有益費…物の価額増加に費やされた費用 改良費など

例) XはY所有の建物を権限なく占有していたが、当該建物の屋根が台風で壊れたので修理代を支出した。また、当該建物の価値を高めるため外壁の塗装を行った。



《占有訴権》・・・自主占有・他主占有、善意占有・悪意占有問わない

1. 占有訴権の意義

占有訴権（占有の訴え）とは、占有者が、占有を妨害されたり、妨害されるおそれがあったり、占有を奪われたりした場合において、占有の回収や妨害の排除、占有の保全を請求することができる権利をいう。

例えば、Aは自己の占有していた時計がXに奪われたため、Xに返還請求をした場合である。

2. 占有訴権の内容

	占有保持の訴え	占有保全の訴え	占有回収の訴え
要件	占有者の占有が妨害されているとき	占有者の占有が妨害される恐れがある場合	占有者の占有が奪われたとき
具体例	占有地に他人が建物を建て不法占拠している場合	占有地に隣の家が壁がいまにも倒れてきそうな場合	自己の占有する時計を奪われた場合
請求内容	妨害の停止（建物の撤去） 及び 損害賠償	妨害の予防措置 又は 損害賠償の担保請求（賠償予定額を裁判所を通じて供託させる等）	物の返還 及び 損害賠償

※注意点

①占有保全の訴えにおいては、妨害の予防措置か損害賠償の担保請求のどちらかしか行使できない。

②占有回収の訴えは、占有者の意思に反して占有を奪われた場合に行使でき、物を騙し取られた（詐欺）ときや遺失したときには認められない。

3. 占有訴権の行使

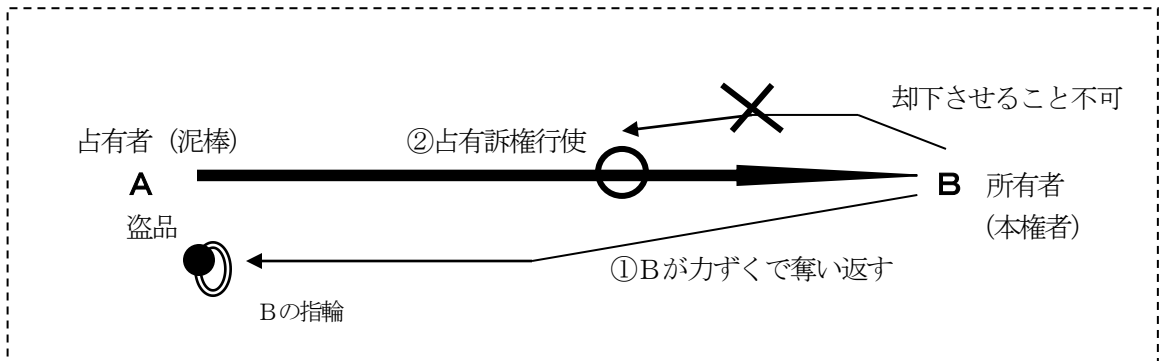
(1) 行使方法

裁判所を通して裁判で行使する

(2) 本権の訴えとの関係

本権の訴えは、占有の訴えを妨げない。

例えば、B所有の指輪を盗んだA（泥棒）から、Bが指輪を奪い返した場合でも、AはBに占有回収の訴えができる。これに対して所有者であるBは「所有者だ！」ということを（本権）理由に、Aの占有回収の訴えを却下させることはできない。



→BはAの占有訴権の裁判とは別の裁判で（独立して）、または、反訴として所有権確認訴訟を提起可能

所有権 P176～P183

《共有》 P180

1. 共有の意義

共有とは1個の物に対して複数の者が所有する形態の一つである。



例) 兄と弟と妹の3人で500円ずつ出し合い、1500円のホールケーキ1つ購入した。権利の割合（持分）はそれぞれ3分の1である。

このとき、妹がケーキを食べたくなくて、自己の権利分（持分）である3分の1を切つてよこせ！とすることができる。

- 〔 ケーキ…共有物
- 兄、弟、妹…共有者
- 権利の割合…持分（共有者間で取決めがあればそれに従う）
- ケーキを切つてよこせ！…分割請求権

2. 共有物の変更管理

共有者は、共有物に対して、その持分に応じて目的物の全部について使用することができる。

また、共有者は共有物に対し、以下のような要件で次のようなことができる。

	保存行為	管理行為	変更（処分）行為
意義	共有物の現状を維持するための行為	共有物の変更に至らない程度の利用・改良行為	共有物の主要な性質、用途等を変更する行為
要件	各共有者が単独で行うことができる。	持分価格の過半数の同意で行うことができる。	共有者全員の同意がなければ行うことができない。
具体例	共有家屋の修繕行為や共有土地の保存登記	共有建物の改装（改造に至らない程度の工事）	共有建物の増築・改築、取壊し等の行為
	不法占有者に対する妨害排除請求又は返還請求	共有宅地の整地	共有地である畑を宅地に造成する行為
	共有物について単独で不法な登記名義を有する第三者に対する登記の全部抹消請求	共有物の賃貸借契約の締結・解除	共有物の全部の売却

3. 持分権に関する権利の主張

各共有者は、その持分を自由に譲渡することができ、抵当権の設定も自由である。

また、共有物が侵害された場合、各共有者は自己の持分の割合で侵害者に対し損害賠償請求を単独で行うことができるが、自己の持分の割合を超えて損害賠償請求することはできない。

4. 共有に関する負担・持分の放棄

(1) 費用負担義務

各共有者は、持分に応じて、管理費用等（例：共有物の補修費、租税）の負担を負う。

また、共有者が1年以内に管理費用等を負担する義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。

例えば、ABが共有する自動車（時価100万円、持分はそれぞれ1/2ずつ）につき自動車税8万円が発生したが、Bは自己の負担額（4万円）を払わずAが立て替えていた。Aが立て替えた額をBに催告してから1年経過しても支払わないときは、AはBに相当の償金（Bの自動車の持分価額50万円）を支払い、Bの当該自動車の持分を取得することができる。

(2) 持分の放棄、共有者の1人の死亡の場合の処理

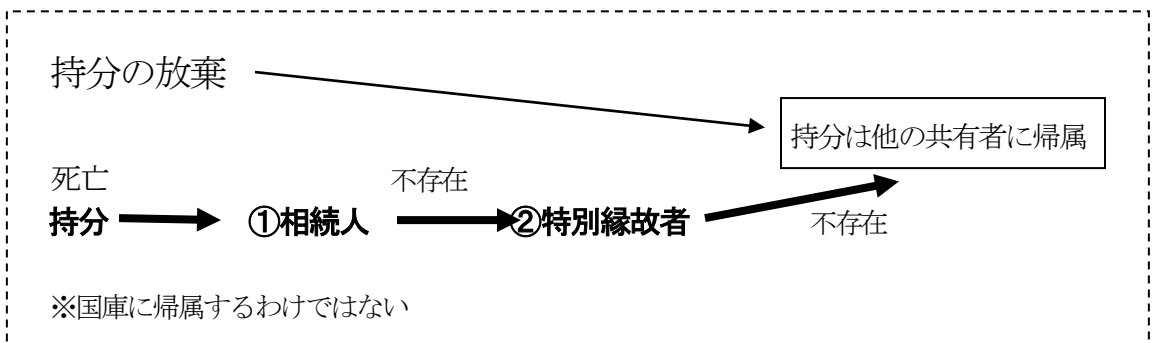
共有者の1人がその持分を放棄したとき、または相続人なく死亡したときはその持分は他の共有者に帰属する。

なお、共有者の1人が死亡し、相続人がいなかった場合は、家庭裁判所は被相続人に特別の縁故があった者（特別縁故者）に対して遺産の配分をすることができるとしている。

この場合、特別縁故者と他の共有者では、どちらが優先して死亡した共有者の持分を取得することができるかが問題となる。

→特別縁故者が優先する

特別縁故者と他の共有者の優越



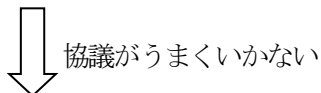
5. 共有物の分割

各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができる。ただし5年以内の期間で共有物を分割しない旨の契約をすることができる（分割禁止特約・不分割契約）。

(1) 分割の方法

分割の方法には、現物分割、代金分割及び価格賠償の3方式があり、共有者全員の合意によって行う場合（協議分割）には、そのいずれの方法で分割してもよい。

現物分割	現物を分割する
代金分割	共有物を他人に売却し、その代金を分配する
価格賠償	共有者の一人又は数人が他の共有者の持分を取得し、その持分の価格を賠償する



裁判分割

(2) 裁判分割（共有物の分割の請求を裁判所にして行われる）

→原則：現物分割

例外：現物を分割することができないとき、または分割によって著しくその価格を減少させおそれがあるときは、裁判所はその競売を命じ、その売却代金を分割するという方法によることもできる（代金分割）。

用益物権 P184～P186

1. 意義

用益物権とは、他人の土地を、ある目的のために利用（使用・収益）する権利である。目的ごとに以下の種類の用益物権が民法に規定されている。

2. 用益物権の種類

地上権	工作物（地上建物など）または竹木所有を目的として他人の土地を利用する権利
永小作権	耕作または牧畜を目的として他人の土地を利用する権利
地役権	自己の土地の便宜のために、他人の土地を利用する権利
入会権	村落等一定の集団が、山林等を利用して一定の使用収益をなしうる権利

(地役権)

例：Aは甲地（田んぼ）所有者であるが、甲地の田んぼに水を引くためBの土地である乙地に用水路を設定する場合

